



農業経営者の皆さま、
新規就農を希望する皆さまへ

給付金などを受給しながら、
就農に必要な技術習得・経費支援等をするための

「各種研修・支援制度のご案内」

就農前の研修制度

秋田県独自の制度

未来農業のフロンティア育成研修
地域で学べ!農業技術研修

国の制度

農業次世代人材投資資金(準備型)
農の雇用事業

就農後の支援制度

秋田県独自の制度

移住就農まるごと支援事業

国の制度

農業次世代人材投資資金(経営開始型)

就農前の研修制度

県の事業～“未来農業のフロンティア育成研修”

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

- ・就農前の2年間、農業試験場や農業法人などで基礎研修と現地研修を受講(4月開講)します。
- ・お問い合わせは裏表紙の各地域振興局農林部農業振興普及課へ

未来農業の フロンティア育成研修

県と市町村が協調して研修奨励金を交付します。
[交付額] 7.5万円程度/月(2年間)

■研修希望者の受講資格

次に掲げる要件を満たし、市町村長の確認が得られる方

- ①新たに農業を始めようとする方又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれる方
- ②申請時の年齢が、45才未満の方

■農業次世代人材投資資金(準備型)が活用出来ます。この場合には、研修奨励金は交付しません。

※この他に、県外在住者を対象とした“あきたで農業を”定着サポート事業などがあります。

県の事業～“地域で学べ! 農業技術研修”

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

- ・就農前の1～2年間、市町村の実験農場や農業法人などの先進経営体で現場実践型の研修をします。
- ・お問い合わせは裏表紙の各地域振興局農林部農業振興普及課へ

地域で学べ! 農業技術研修

県と市町村が協調して研修奨励金を交付します。
[交付額] 7.5万円程度/月(1～2年間)

■研修対象者の要件

次に掲げる要件を満たす方

- ①新たに農業を始めようとする方又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれる方
- ②申請時の年齢が、おおむね50才以下の方

■農業次世代人材投資資金(準備型)が活用出来ます。この場合には、研修奨励金は交付しません。

※研修生を受け入れた先進経営体には、研修生1人当たり月4万円以内の謝礼が支払われます。

国の事業～“農業次世代人材投資資金(準備型)”

こちらの受付窓口は、秋田県農業公社です。

- ・県が認めた研修機関や先進農家・先進農業法人で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。

農業次世代人材投資資金 (準備型)

農業技術等の研修中に、資金を交付します。
[交付額] 150万円/年(最長2年間)

- ①就農予定時の年齢が原則として45歳未満の方
- ②県が認めた研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・自ら農業経営を行う方(独立・自営就農)
 - ・農業法人に雇用されて就農する方(雇用就農)
 - ・親元就農し、5年以内に経営を継承(所有権移転が必要)するか農業法人の経営者になる方(親元就農)

※・県が実施する「未来農業のフロンティア育成研修」、「地域で学べ! 農業技術研修」の対象にすることが出来ます。

■準備型資金の留意点(資金の返還となる場合)

- ①適切な研修を行っていない場合
- ②研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ③親元就農者が就農後5年以内に農業経営を継承(所有権移転)しなかった場合
- ④独立・自営就農者が就農後5年以内に認定新規就農者にならなかった場合
- ⑤独立・自営就農、雇用就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間継続しない場合
- ⑥就農状況報告、住所等変更報告、就農報告を行わなかった場合



国の事業～“農の雇用事業”

こちらの受付窓口は、秋田県農業会議です。

・対象となる研修生は、研修開始時点で当該農業法人等に正社員として4ヵ月以上就業している必要があります。

農の雇用事業

農業法人等が新規就農者を雇用して研修を実施する場合、法人に必要な経費を助成します。

[助成額] 120万円/年(最長24ヵ月)

■農業法人等の要件

- ①研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として農業経験が5年以上ある役員等)を置くこと。※複数可
- ②研修生との間で、期間の定めのない雇用契約を締結し、労働保険に加入させること。法人にあつては厚生年金保険・健康保険に加入させること。
- ③1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。
- ④この事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと。

■研修生の要件

- ①研修終了後も継続して就農する意志があり、採用日時点で原則45歳未満であること。
- ②研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること。
- ③過去の農業経験が5年以内であること。
- ④農業法人等の代表者の3親等以内でないこと。
- ⑤過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと。

■応募の流れについて

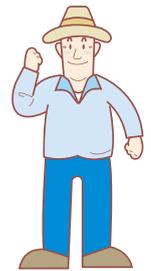
農業法人等が
新規就業者
(研修生)を雇用

農業法人等が
応募申請

書類審査

審査結果を
農業法人等に
通知

研修開始



就農後の支援制度

県の事業～“移住就農まるごと支援事業”

こちらの受付窓口は、秋田県農業公社です。

・県外からの移住就農者が対象です。

移住就農 まるごと支援事業

農業機械や施設を無償貸与します。

**[機械・施設等無償貸与額：
3年間で1,000万円程度]**
**[種苗代等物材費への支援：
初年度に上限50万円]**

■対象者の要件

- ①県外から移住して、新たに野菜・花き等の農業経営を開始する方(親族からの経営継承は除きます。)
- ②法^{*}に規定する認定新規就農者である方等(※農業経営基盤強化促進法～お問い合わせ下さい。)

■支援の概要

①営農開始への支援

- ・農業機械、施設等の無償貸与
移住就農者が希望するトラクター、パイプハウス等を農業公社が取得し、無償で貸し付けます。
- ・営農開始時に必要な経費の半額助成
初年度のみ、種苗代、肥料代、農薬代等の物材費を50万円を上限として助成します。

②支援体制の整備

- ・移住就農コーディネーターの配置
営農モデルの構築や経営管理状況の助言と指導、住宅や農地の情報収集等、ワンストップ窓口となります。
- ・地域振興局に移住就農サポートチームを設置



国の事業～“農業次世代人材投資資金(経営開始型)”

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

・農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を満たす方が対象です。

農業次世代人材投資資金 (経営開始型)

農業を始めて間もない時期に、資金を交付します。

[交付額] 150万円/年(最長5年間)

- ①市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ②原則として45歳未満で、※独立・自営就農する方
- ③就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方

※ 独立・自営就農とは、以下の要件を全て満たすことを指します。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の交付期間中に所有権を移転する。)
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

■留意点

- ① 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承(所有権移転)する場合は、その時点から対象となります。
- ② 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。
- ③ 中間評価で経営の改善が見込みがたいと判断された場合は交付停止となります。
- ④ 交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は月単位で返還となります。
- ⑤ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

お気軽に、就農相談を

就農相談や支援制度についての問い合わせはこちらまで

公益社団法人 秋田県農業公社(新規就農相談センター)

〒010-0951 秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内

TEL 018-893-6212

FAX 018-895-7210

秋田県農業会議

〒010-0951 秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内

TEL 018-860-3540

FAX 018-823-7361

秋田県農林水産部 農林政策課

〒010-8570 秋田市山王4-1-1

TEL 018-860-1726

FAX 018-860-3842

各地域の農業情報や就農相談は、最寄りの地域振興局農林部農業振興普及課へ

農業振興普及課名	〒	所在地	電話番号		担当地域
			TEL	FAX	
鹿角地域振興局 農林部 農業振興普及課	018-5201	鹿角市花輪字六月田1	TEL 0186-23-3683 FAX 0186-23-7069		鹿角市、小坂町
北秋田地域振興局 農林部 農業振興普及課	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	TEL 0186-62-1835 FAX 0186-63-0705		大館市、北秋田市、 上小阿仁村
山本地域振興局 農林部 農業振興普及課	016-0815	能代市御指南町1-10	TEL 0185-52-1241 FAX 0185-54-8001		能代市、藤里町、三種町、 八峰町
秋田地域振興局 農林部 農業振興普及課	010-0951	秋田市山王4-1-2	TEL 018-860-3413 FAX 018-860-3363		秋田市、男鹿市、潟上市、 五城目町、八郎潟町、 井川町、大瀧村
由利地域振興局 農林部 農業振興普及課	015-8515	由利本荘市水林366	TEL 0184-22-8354 FAX 0184-22-6974		由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局 農林部 農業振興普及課	014-0062	大仙市大曲上栄町13-62	TEL 0187-63-6110 FAX 0187-63-6104		大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局 農林部 農業振興普及課	013-8502	横手市旭川1-3-41	TEL 0182-32-1805 FAX 0182-33-2352		横手市
雄勝地域振興局 農林部 農業振興普及課	012-0857	湯沢市千石町2-1-10	TEL 0183-73-5180 FAX 0183-72-6897		湯沢市、羽後町、 東成瀬村